

待機児童解消に向けた新たな対策について

大阪市では、平成30年4月までに待機児童を含む保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠の確保を目指し、これまでも認可保育所の開設等を進め、ここ数年は毎年約2,000人分の入所枠を新たに整備しています。

しかしながら、待機児童数の大幅な改善には至っていないことから、今年設置した「大阪市待機児童解消特別チーム」会議での議論をふまえ、次のとおり、市政方針の転換を含む新たな待機児童対策を打ち出し、平成29年度予算への反映等を行ってまいります。

こども青少年局

新たな特別対策(案)

市有財産を活用した保育施設の整備

24区役所庁舎と市役所本庁舎内における保育施設の設置

各区内に存在する市有財産等について、認可保育所等の整備にかかる優先活用

保育送迎バス事業の実施

保育ニーズの地域偏在等に対応するため、都心部に0～2歳の小規模保育施設と送迎ステーションを設置し、3～5歳の児童を隣接区の空き施設等を利用した保育所へバスで移送し保育を実施

土地オーナーに対する助成

保育所整備用地の確保を図るため、保育用地を提供した土地オーナーに対して、住宅用地とした場合に適用される固定資産税住宅減額相当額を助成

保育所整備補助金の増額

都心部における保育用地の確保対策の強化として、保育所整備にかかる土地借料加算の適用により、建設補助金を約3,200万円増額

大規模マンションへの保育所設置の事前協議を条例により義務化

一定規模の戸数で建設されるマンション開発計画にあたり、その土地取得の際に、保育所設置にかかる市との事前協議を条例によって義務化

現行対策の拡充によるもの(案)

建設補助金の対象法人の拡大

認可保育所の建設補助について、従来の社会福祉法人だけではなく、株式会社や学校法人など全法人に拡大

整備促進賃料補助の対象地域の拡大

賃貸建物を活用した認可保育所の整備にかかる賃料補助については、待機児童の多い区でも対象を駅周辺等に限定していたが、該当区における対象地域を拡大

小規模保育事業所A型の補助対象を拡大

定員要件について、従来の19人限定から12人に引下げることで補助対象を拡大

公募の選定における併用選択制の実施

補助金整備の公募において、法人の適格性はあるが事業者の競合により選定されなかった場合に、補助金を適用しない自主整備による開設を可とする。

上記については、市会での平成29年度予算案や条例の審議・議決を条件として実施することになります。

待機児童対策

『優先 6 課題の検討報告』等

取りまとめ（案）

平成 28 年 12 月

大阪市待機児童解消特別チーム

第3回 大阪市待機児童解消特別チーム会議資料

1 待機児童対策 『優先6課題の検討報告について』

(1) 未利用地等市有財産活用

未利用地・遊休地

未利用施設

小中学校の余裕教室等

都市公園

市営住宅の空き室等

(2) バス送迎、送迎ステーションの設置等

(3) 地域型保育事業の卒園3歳児の受入対策、幼稚園の活用及び認定こども園化

(4) 大規模建築物等の保育所設置義務化等

(5) 賃料補助

(6) 事業者と物件とのマッチング

2 待機児童対策 『その他の対策について』

1 待機児童対策 『優先6課題の検討報告について』

(1) 未利用地等市有財産活用 未利用地・遊休地

市内の未利用地について 市政改革の方針では、未利用地について、周辺のまちづくりに寄与する観点に留意しつつ、可能な限り計画的に売却を進める。

未利用地活用にかかる検討結果

- ・ 待機児童の多い都心部では、もともと適当な面積の未利用地そのものが少なく、既に売却済み、または早期売却予定となっているものを含めて、かなり整理が進んでいることから、活用できる候補地が少ない。
- ・ 待機児童の多い都心部のコミュニティ用地は、いずれも日常的に利用されている児童遊園などであることから、転活用により生じる地域住民への影響が大きい。
- ・ 未利用地の場合、認可保育所の建設が必要となるが、保育ニーズの低い地域では、保育事業者による建設リスクが高く、本市による建設となると相当の期間がかかり、市費負担も大きくなる。

未利用地の活用については、今後の保育ニーズを見据え、必要に応じて転活用を行う。

(1) 未利用地等市有財産活用

未利用施設

市内の未利用施設について 現状のまま暫定利用されているもの、建物が解体・処分されるもの、転活用の用途が決まっているものを除き、売却の目途が立っていない施設を対象に検討した。

未利用施設の活用にかかる検討結果

- ・ 待機児童の多い都心部では、保育所に活用できる未利用施設が少ない状況は未利用地に同じ。ただし、次の施設について検討が可能である。

(区から提案のあった施設の検討状況)

市内 2 か所程度を候補として検討中

その他、区より複数提案あったが、保育所設置にかかる関係法令に適合しないなどにより活用が難しい。

の施設について、既存施設の活用と、保育送迎バス事業との連携もふまえ、方針決定後に早期に条件整備に入る。

《保育送迎バス事業との連携方法、想定される改修経費は P 8・9 のとおり》

(1) 未利用地等市有財産活用

小中学校の余裕教室等

市内の小中学校の余裕教室について(現在開校しているもの) 学校施設を保育所に活用することは国(文部科学省)もスキームを設けており、財産処分的大幅な簡素化・弾力化をはじめ、余裕教室活用にあたっての改修費等について、国庫補助(厚生労働省)を活用できるものがある。

小中学校の余裕教室活用にかかる検討結果

- ・ 待機児童の多い都心部では、就学児童数も多いため、学校施設も不足している。
- ・ 現在、余裕教室がある小中学校であっても、将来的な就学児童ニーズから相当数が余裕教室から普通教室に戻る可能性がある。
- ・ 余裕教室の多い小中学校は、建替えの際に必要な規模で建替えており、例えば10年以内に建替えとなると、保育所が設置できず、対象から除外せざるをえない。よって、活用できる小中学校は周辺区でもごく一部である。
- ・ 保育所併設となると、1階の教室を確保する必要があるうえ、出入口を含む保育事業に活用する区画と学校として活用する区画の区分や、防火設備、非常用電源の設置など、整備にあたって相当の期間と経費が必要となる。

余裕教室の多い小中学校は、地理的に保育送迎バス事業との組み合わせも困難な状況にあり、活用対象となる小中学校は少ない。整備等の課題も多いため、現在開校している小中学校の活用は、見合わせる。

市内の小中学校の余裕教室について(廃校しているもの) 就学ニーズが低い地域は保育ニーズも低く、保育送迎バス事業との連携が必要となる。ただし、送迎時間も考慮し、保育ニーズの高い地域の周辺地域を優先的に検討した。

小中学校の廃校活用にかかる検討結果

- ・ 廃校活用の場合は、余裕教室を長期的に確保することが可能である。
- ・ 開設している学校と同様に、保育所併設となると、保育事業に活用する区画と他の事業区画の区分や、防火設備、非常用電源など、整備にあたって相当の期間と経費が必要となる。

設備の改修工事は必要だが、余裕教室が長期的に確保でき、保育送迎バス事業との組み合わせにより、効果的な活用が可能となる。

《保育送迎バス事業との連携方法、想定される改修費用はP 8・9のとおり》

(1) 未利用地等市有財産活用

都市公園

市内の都市公園の活用について 市内の公園面積の少なさを考慮すると、日々利用している市民の理解を得るには、待機児童対策として、公園活用が最善の手段であると地域住民が納得できる説明が必要となる。

都市公園活用にかかる検討結果

- ・モデル事業の実施を淀川区で検討していたが、同区内で新たに認可保育所が開設予定となった。
なお、都市公園の活用は、用地の確保が困難な都心部等での整備手法のひとつではあるが、まずは市民生活への影響が少ない未利用財産の活用を検討する。
- ・国においては、国家戦略特別区域を利用しなくても保育所整備が可能な法整備を検討中。

(1) 未利用地等市有財産活用

市営住宅の空き室等

市内の市営住宅の空き室活用について 市営住宅を活用し認可保育所等を改修整備するには、当該改修部分に児童福祉法による建築の基準が適用されるため、基準の厳しい中高層階でなく1階もしくは2階の空き室を対象とした。また、1戸あたりの面積も70㎡以下であることから、小規模保育事業としての活用を検討した。

市営住宅の空き室活用にかかる検討結果

- ・ 市営住宅は周辺区に多く、待機児童の多い区のうち、西区、中央区、福島区には市営住宅はなく、その他の待機児童の多い都心部の区には、空き室があっても、1・2階の空きは少ないのが実情である。
- ・ 小規模保育事業として市営住宅を活用するためには、市営住宅を目的外使用として活用することとなるため、国土交通省と当該活用にかかる協議を進めてきており、承認に向けた一定の方向性が見えてきている。今後、小規模保育事業として活用する具体的な住宅を選定し、詳細な協議を引き続き行っていく。

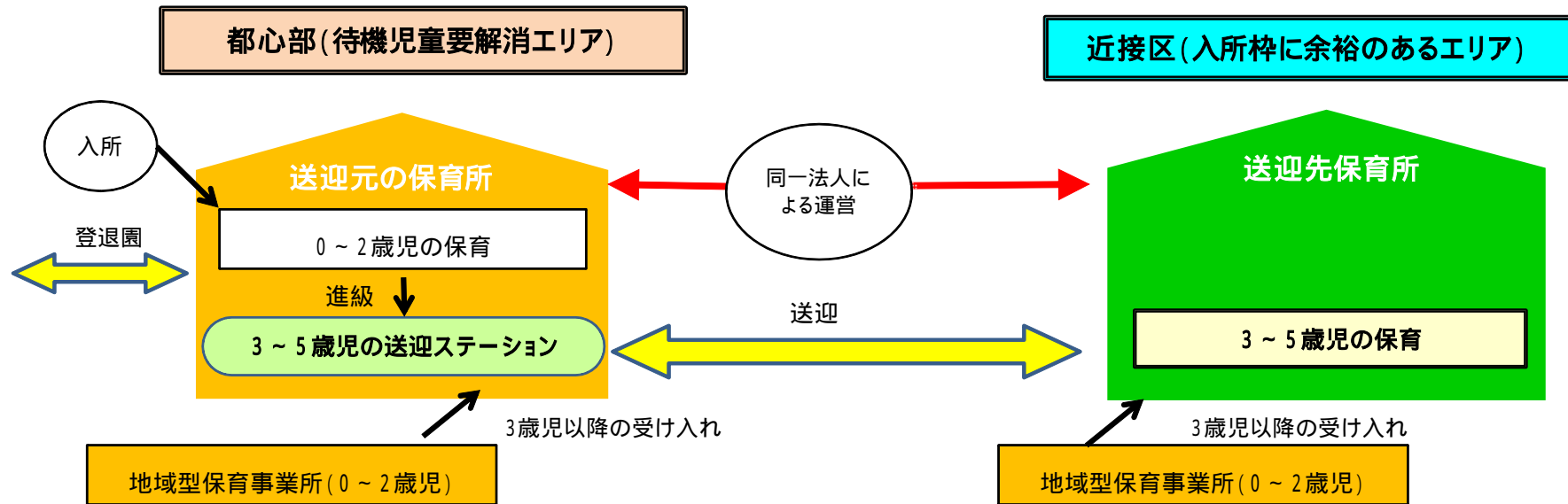
待機児童の多い区において、数件の空き室の候補が見込まれているが、物件によっては建物全体に消防設備の設置を要するなど多額の改修費がかかるため、これらの物件においてどのような改修が必要になるかを調査のうえ、検討を進めていく。

(2) バス送迎、送迎ステーションの設置等

本市として取り組む保育送迎バス事業について、以下の通りモデル化する。

保育送迎バス事業の仕組み

- ・ 都心部に送迎ステーションを設け、都心部の児童を近接区の空枠のある保育所や学校の余裕教室、未利用施設等を活用した保育所にバスにて送迎する事業を実施する。
- ・ 保護者と送迎先保育所とで連携がとれるように、送迎ステーションと送迎先保育所は、同一法人が運営する。
- ・ 3～5歳児をバス送迎の対象とする。
- ・ 0～2歳児を対象とした規模の小さい保育所を送迎ステーションに併設させる。
- ・ 他法人が運営する地域型保育事業の卒園した3歳児の受け入れ先としても送迎先保育所を活用する。



保育送迎バス事業の設置・運営の諸条件

	0～2歳児の保育所	送迎ステーション	送迎先保育所
定員	25人	45人	
設置主体	民間法人		
施設整備	市の空き施設を改修（改修は法人実施）		市の空き施設を改修（改修は法人実施） 既存保育所の空き枠の活用が可能か 合わせて検討
施設整備費	施設改修経費を補助 28,500千円（市費7,167千円）	施設改修経費を補助 10,000千円（市費10,000千円）	施設改修経費を補助 66,000千円（市費44,667千円）
運営経費	法定給付により運営	運営にかかる補助金の交付 ・ステーションの管理運営 ・バスの借り上げ ・バス運転手・保育士の雇上げ 27,500千円（市費13,750千円）	法定給付により運営
事業費計	1組あたり 初期費用104,500千円（市費61,834千円） / 経常費用27,500千円（市費13,750千円）		

(3) 地域型保育事業の卒園3歳児の受入対策、幼稚園の活用及び認定こども園化

地域型保育事業所を卒園した3歳児の受入等の状況

- ・地域型保育事業の認可基準において、卒園する3歳児の受入れ・代替保育の提供・保育内容充実の3項目について、保育所や幼稚園等を「連携施設」として確保することが義務付けられている。(平成31年度末までの経過措置あり)
- ・連携施設を確保できれば卒園時に進級可能な保育所等があることから、保護者は安心してこどもを預けることができるが、現在、保育所では3歳児の新規受け入れ枠が少ないことなどもあり、連携先の確保が進まない状況にある。

(28.11.1現在の確保状況 31カ所 / 119カ所)

< 連携施設を確保するための支援策 >

○本市職員による幼稚園等への個別訪問説明【継続・効率化】

- ・平成28年5月より、定員に比較的余裕のある幼稚園を中心に本市職員が訪問して事業説明や協力依頼を行っている。
11月からは地域型保育事業所からの依頼により、連携先として希望する保育所等へ仲介役として訪問を開始した。

○連携施設の法的役割について、国へ制度改善を要望【新規】

- ・本市職員による幼稚園等への個別訪問で把握できた現場実態や施設の意見等を踏まえ、地域型保育事業所の認可要件として法的に求められる3項目のうち、特に否定的意見が多くあった「代替保育の提供」について、努力義務とするよう国に対して制度改善を要望していく。

○大阪市「連携支援補助金」の交付要件の緩和【見直し】

- ・連携施設確保を促進するための補助金を創設したが、交付要件を高く設定したため連携先確保につながっておらず、幼稚園等への個別訪問で把握した施設の意見等を踏まえ、当該補助金が連携施設確保のインセンティブとなるよう補助金交付要件を緩和する。

< 地域型保育事業所における3歳児の受入れ >

- 小規模保育事業の定員を緩和し(最大19人から22人)、あわせて-地域型保育事業所における3歳児の例外的利用を認めていく。
(国「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」のメニュー)

< 幼稚園の活用（3歳以上児の受け皿として） >

- 連携先を確保するための支援策と連動して、幼稚園のままで開所時間の延長などにより保育を必要とする児童の受入協力を求めていく。
- 区役所における入所事務や利用者支援事業において、幼稚園を3歳児からの利用先のひとつとして、保育所に代わり得る利用先として、保護者に提案していく。

< 幼稚園の認定こども園化の促進 >

- 幼稚園等が認定こども園になった場合、連携施設となって地域型保育事業所を卒園した3歳児の受け皿の役割を果たすことも期待できるが、それにも増して、認定こども園になることで保育の受け皿が増える効果大きい。

○私立幼稚園等の状況（28.4.1）

（施設数）

幼稚園				認定こども園（幼稚園からの移行分）				合計
私学助成		新制度		幼保連携型		幼稚園型		
99	73.9%	10	7.5%	13	9.7%	12	9.0%	134

全国の私立幼稚園の状況 28.4.1(内閣府資料より)

5,732	70.2%	699	8.6%	1,041	12.7%	647	7.9%	8,119
-------	-------	-----	------	-------	-------	-----	------	-------

- 私立幼稚園が認定こども園移行を躊躇する要因として、行政窓口が大阪市へ替わること、新制度の仕組みや具体的な移行の進め方が分からないことなどがあると思われる。こういった不安感や疑問点といった移行を阻害する要因を取り除くため、こども青少年局から個別的に説明・相談等を進める。
- 昨年度から認定こども園移行に向けた説明会を実施しており、今年度も11月28日に実施（幼稚園等26園が参加）この説明会に出席した幼稚園を重点的に、きめ細かく説明・相談等を行っていく。

上記の取り組みについて平成29年度に展開する。

(4) 大規模建築物等の保育所設置義務化等

第2回特別チーム会議資料で打ち出した方向性

- ア 保育所設置に関する協議開始時期の早期化
- イ 保育所設置に関して大規模マンション計画時に市長又は区長への事前届出、協議を義務づける規定の整備
- ウ 大規模マンションに整備される認可保育所等に限り運営事業者の非公募化

〔上記方向性にかかる今後の取組み〕

- ア、イ 大規模マンション計画前に大阪市に届出を求め、必要に応じて保育所等整備の協力を求める制度のルール化

制度案骨子

- 対 象 総戸数70戸以上の共同住宅等（ワンルームは除外。敷地面積による基準も入れる。）
 - 事前届出 対象建築物を建設しようとする者は、土地取引等を行う前に、建設概要を市長に届出。
 - 市長の意見 事前届出を受け、予定地周辺の待機児童等の状況に鑑み必要な場合、市長は文書で、保育所等整備にかかる協力要請を行う。
 - 意見の回答 事業者は、市長の意見に対する回答を一定の期間内に文書で回答。
 - 手続きの前置 以上の手続きを経た後でなければ、一連の建築手続きに移れないよう規定。
 - 勧 告 事前届出、回答を行わない事業者には、市長は必要な措置を講ずるよう勧告。
 - 公 表 正当な理由なく前記勧告に従わないときは、市長は公表できる。
- 手続きの前置を義務規定にする場合、公表の規定を設ける場合は、条例化が必要

- ウ 非公募化を実施。実施に向けた検討を速やかに進める。

その他民間事業者から要望等のあった事項

- エ マンション入居者への入所優先枠の設定
- オ 設置の義務化（武蔵野市などで同様の制度あり）

〔上記事項にかかる方向性等〕

- エ
 - ・認可保育所としての優先入所については、「保育の必要性」の観点から慎重な検討が必要。
 - ・マンション入居開始から数年間は認可外保育所(東京都の場合認証保育所)として事業者と入所者が直接契約し、入居者ニーズがなくなった段階で認可保育所へ移行し地域ニーズに対応する方策の検討を進める。
- オ 同様の制度を導入しているいずれの自治体でも、「設置」の義務付け無く、「協議」の義務付けが基本である。

（参考：武蔵野市まちづくり条例）

第51条 開発事業を行う者は、当該開発事業において、別表第1に定める基準に従い、公共施設等を整備しなければならない。

別表第1の6 (公益的施設)

特定集合住宅等のうち、人の居住の用に供する独立部分を100戸以上有するものの建築又は増築を行う場合は、保育所等の公益的施設の設置について市長から協議を求められたときは、これに応じなければならない。

協議開始時期の早期化、協議を義務付ける規定整備、運営事業者の非公募化は速やかに実施。
入所優先枠の設定については、引き続き効果的な方策の検討を進める。

(5) 賃料補助

<土地賃料に対する補助の実施>

保育所等整備交付金における土地借料加算の適用

・土地借料に対する補助は、土地の権利関係（所有・賃貸）により補助額に差異が生じるため、その必要性について検討してきたが、保育所用地の確保が困難な本市で保育の受け皿の確保を加速するには、他都市と同様に借地に対する補助の実施が不可欠であることから、保育所等整備交付金における土地借料加算相当額を適用し、整備補助金を嵩上げることにより、建設による保育所創設を誘引する。

定員 60 人の場合の整備補助金の試算

（嵩上げ前の補助額）1 億 1,100 万円

（嵩上げ後の補助額）1 億 4,200 万円

約 3,200 万円の嵩上げ

土地所有者へのインセンティブの実施

- ・都心部における土地所有者が保育所のため土地を貸付することを促進するため、固定資産税の減免を検討した。
- ・市政改革プランのなかで災害や生活困窮など担税能力を喪失していると認められる場合を除いて税の減免を廃止した経過があることや、地域や保育所開設時期により減免の当否に差異を設けることは税の公平性の観点から課題があることを踏まえ、同様の効果が期待できる新たな補助制度の導入を検討した。

【案】

対象者：保育所用地として土地を賃貸する土地所有者

対象地域：保育施設等の公募地域のうち都心部等の整備最優先地域を想定

補助内容：固定資産税相当額を支給

税額全額相当の場合 338 万円/年間を補助

宅地並み課税の場合 244 万円/年間を補助 金額は市内中心部の保育所を例に試算

補助額：5 年以上 10 年間（最大）分相当額を一括して支払う（不履行時の規約は必要）

【課題】

- ・市費単独事業であり、補助率や補助期間等についての財政的議論が必要

< 建物質料に対する補助の実施 >

現在、市費単独事業で実施している「大阪市民間保育所整備促進賃料補助」について、対象範囲を整備最優先地域のうち駅周辺等に限定しているが、保育所整備を加速させるため、対象を整備最優先地域の全域に拡大する。

【案】

市内中心部で地価が高額な行政区（北・都島・福島・中央・西・天王寺・浪速）の整備最優先地域の全域

（ 6 ）事業者と物件とのマッチング

事業者と物件のマッチング事例

（事例 1）福島区

実績：1 件マッチング。保育ママ制度変更に伴い、平成 27 年 3 月末に終了。

課題：当該区では大規模な物件が出なかったため、保育ママのレベルでのみ可能であった。

（事例 2）東京都杉並区

実績：0 件（平成 28 年 9 月 14 日現在）

事業者からの問合せは 10 件程度。（平成 28 年 12 月 7 日現在）

杉並区では『待機児童解消緊急対策』策定し、まず区立施設の活用等により、新たに保育定員 1141 名（予定）整備を推進。

課題：土地・建物オーナー等の個人情報等を、保育園運営事業者へ提供していく等の方法については、コンプライアンス上の問題があり、現在は行っていないが、検討は行っている。

保育所設置に向けたマッチングを実施するにあたっての課題

・個人情報の取扱い

杉並区においては、今後は物件情報を、保育所運営事業者に提供できるよう、個人情報の取扱いについてのコンプライアンス上の課題を解決できるよう作業中とのことであった。大阪市においても、個人情報の取扱いやコンプライアンス上の課題を踏まえて、検討を進める必要がある。

・有効性

福島区においては、保育ママ事業のような小規模物件においてのみ可能であった。大阪市内でも、物件情報の提供がある地域と、難しい地域があることが想定される。また杉並区については、事業を立ち上げて間もないこともあり、現在は成約数が0である。

・情報発信

待機児童解消特別チーム会議後に、事業者から区へ保育所建設用地についての情報提供があった。今後とも引き続き、待機児童解消に向けた情報発信に努め、より取り組みの効果を高めていく必要がある。

各区において出来るところから着手し、それとともに、全市的な展開手法について検討していく。

2 待機児童対策 『その他の対策について』

平成 29 年度予算当初公募における公募促進策

- ・認可保育所にかかる建設補助の対象を、株式会社など社会福祉法人以外の法人にも拡大
- ・小規模保育事業所 A 型について、補助対象となる募集定員を「19 人限定」から「12 人以上 19 人以下」に緩和
- ・補助金整備公募で、適格性はあるが事業者の競合から選定されなかった場合に、自主財源整備による開設を可能とする。
- ・当初公募の申請期限までに応募のなかった地域は、速やかに再公募の日程等を公表する。

国有財産の活用

参考

- ・保有用地の優先活用（売却・定期借地）による保育所の創設
- ・国家公務員宿舎を活用（使用許可）した地域型保育事業の実施

府有財産の活用（ステーション設置を想定）

市有財産を活用する場合の小規模保育事業所の設置に係る主な要件について

		要件・補足																			
保育室面積・設備・屋外遊戯場	保育室面積	0・1歳児 1人あたり 3.3㎡ 2歳児 1人あたり 1.98㎡																			
	設備	<ul style="list-style-type: none"> 調理設備（6～10㎡程度） 幼児用手洗設備 沐浴設備（保育室・調理室等と区画必要。シャワーパンは沐浴設備にはあたらない） 職員等事務室 収納スペース （施設外）駐輪場 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児用便所（保育室・調理室等と区画必要） 調乳設備（調理設備と兼ねること可。） 職員更衣室 玄関 																		
	屋外遊戯場	2歳以上の児童1人あたり 3.3㎡ 屋上の使用及び近隣の公園等を代替施設とすること可（要件あり）																			
運営面等	開所時間	【月曜～土曜日】 8:30～16:30を含む11時間以上（例：7:30～18:30）																			
	留意事項	区役所の運営時間外にも開所しているため、出入口等のセキュリティに配慮が必要																			
建物基準	定員に対する面積の目安	12人 70～80㎡ 19人 90～100㎡																			
	建築確認済証（通知書）及び検査済証が交付されていること。	建築基準法第6条に基づき着手前の建築確認申請を行い、同7条に基づき完了にあたっての検査を受けておく必要。																			
	現行の耐震基準を満たしていること。	現行の耐震基準以前の建物（S56.5.31以前に建築確認通知がなされた建物）の場合は、耐震診断を実施し、基準を満たしていること。又は、耐震改修済であること。																			
避難基準	採光（保育室面積の1/7以上）	照明、換気	の設備を有すること。																		
	原則1階。保育室等を2階以上に設置する場合は、「二方向避難」等の要件を満たす必要。																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保育室がある階</th> <th>2階</th> <th>3階</th> <th>4階以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">建物構造</td> <td>耐火又は準耐火建築物</td> <td>耐火建築物</td> <td>耐火構造</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階段など （それぞれに 1つ以上設置）</td> <td>常用</td> <td>屋内階段 屋外階段</td> <td>屋内避難階段 1 屋外階段</td> <td>屋内避難階段 1 屋外避難階段 4</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>屋内避難階段 2 屋外階段 耐火構造の屋外傾斜路 待避上有効なバルコニー</td> <td>屋内避難階段 2 屋外階段 耐火構造の屋外傾斜路</td> <td>屋内避難階段 3 屋外避難階段 耐火構造の屋外傾斜路</td> </tr> </tbody> </table>	保育室がある階		2階	3階	4階以上	建物構造		耐火又は準耐火建築物	耐火建築物	耐火構造	階段など （それぞれに 1つ以上設置）	常用	屋内階段 屋外階段	屋内避難階段 1 屋外階段	屋内避難階段 1 屋外避難階段 4	避難用	屋内避難階段 2 屋外階段 耐火構造の屋外傾斜路 待避上有効なバルコニー	屋内避難階段 2 屋外階段 耐火構造の屋外傾斜路	屋内避難階段 3 屋外避難階段 耐火構造の屋外傾斜路
保育室がある階		2階	3階	4階以上																	
建物構造		耐火又は準耐火建築物	耐火建築物	耐火構造																	
階段など （それぞれに 1つ以上設置）	常用	屋内階段 屋外階段	屋内避難階段 1 屋外階段	屋内避難階段 1 屋外避難階段 4																	
	避難用	屋内避難階段 2 屋外階段 耐火構造の屋外傾斜路 待避上有効なバルコニー	屋内避難階段 2 屋外階段 耐火構造の屋外傾斜路	屋内避難階段 3 屋外避難階段 耐火構造の屋外傾斜路																	
1・2・3	建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に規定、																				
4	建築基準法施行令第123条第2項																				
	保育室等を3階以上に設ける場合の基準																				
	<ul style="list-style-type: none"> 階段などが避難上有効な位置にあり、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 調理室以外の部分と調理室の部分が防火区画で区画していること。（調理室にスプリンクラー設備等の自動消火装置が設置され、延焼防止措置を施している場合除く） 																				